

法制事務のデジタル化

構造改革のためのデジタル原則の全体像

○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 （デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ^{じん} ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献）
--------------	---

アーキテクチャ

構造改革のためのデジタル原則（案）

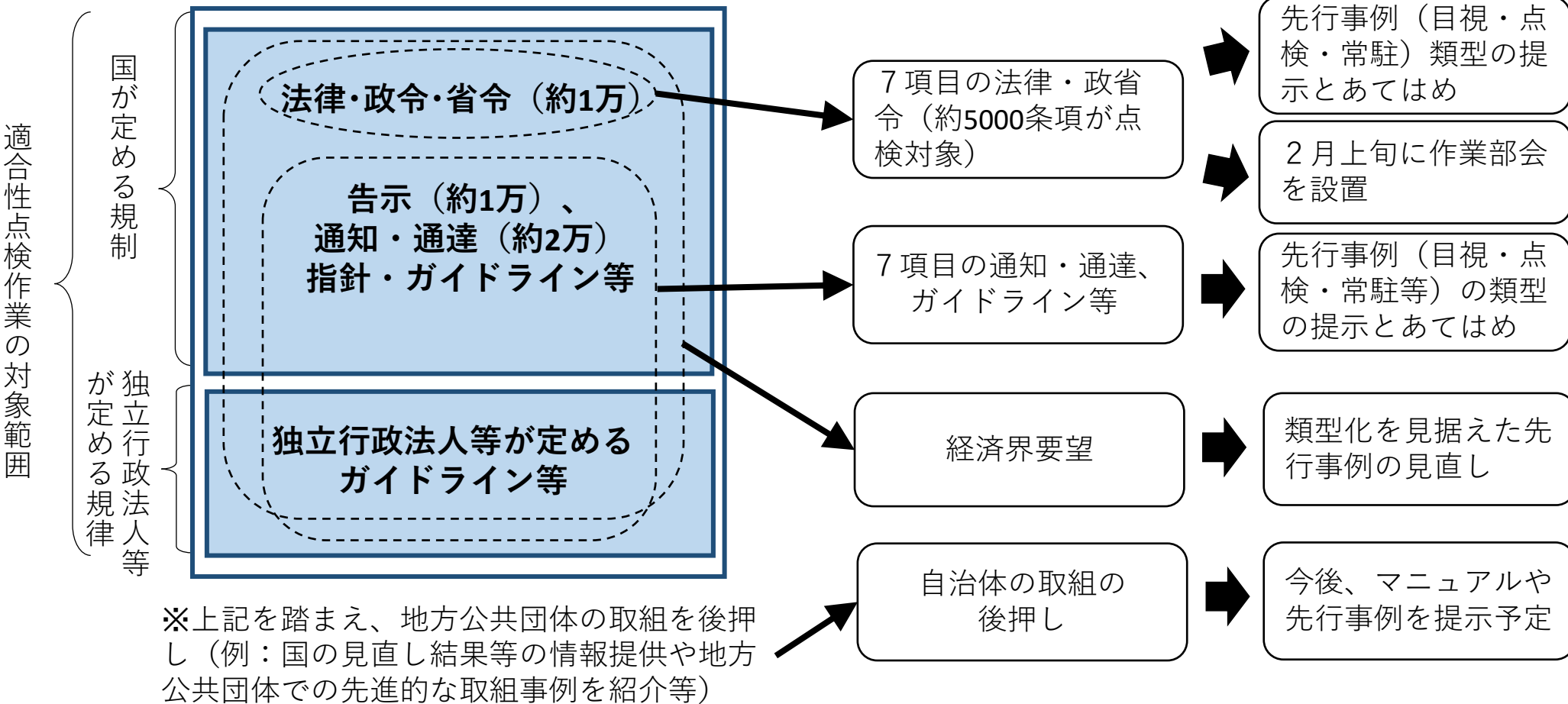
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ	共通基盤利用原則	

デジタル原則への適合性の点検・見直作業

<デジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲>

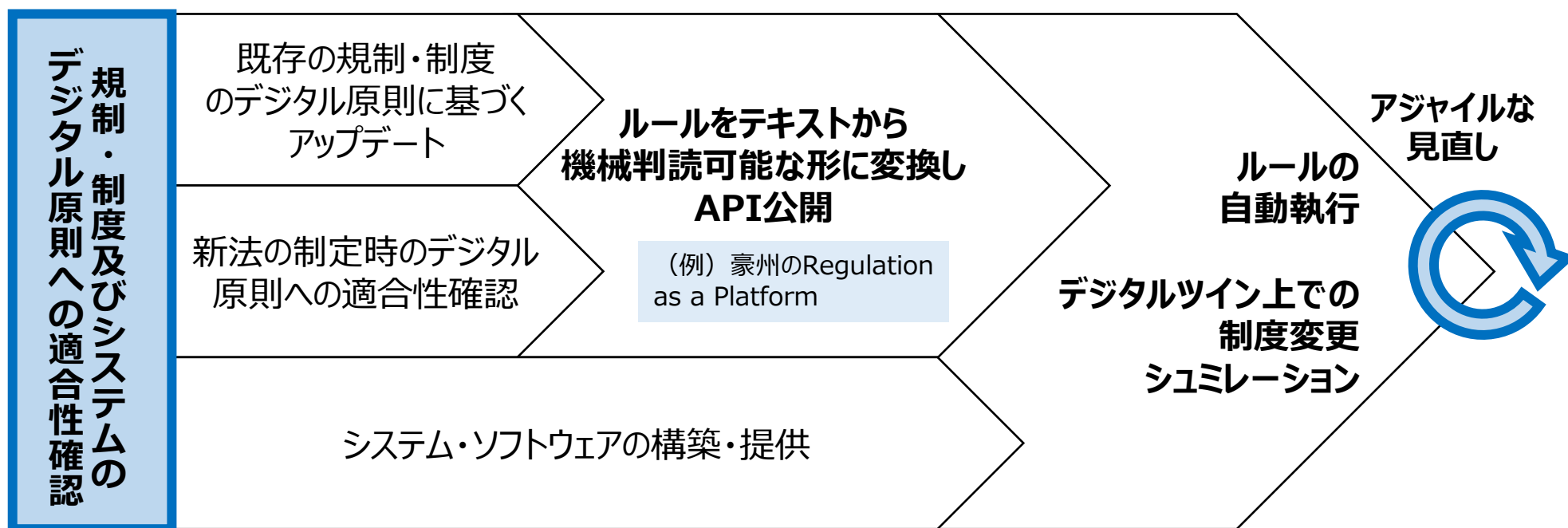
<作業項目>

<作業状況>



今後の法制事務のデジタル化に向けて

今後、法制事務のデジタル化に向けてリーガルテック/レグテック等を活用しつつ、デジタル時代にあわせて規制・制度とシステムの仕様を自発的かつ一体的に見直し続けるための仕組みやプロセスを具体化していくことを検討。



法制執務に援用可能なリーガルテックやレグテックの例：

契約書の自動作成・AIレビュー

契約情報の自動集約
自然言語処理による解析
→危険条項の自動検出・修正サジェスト

スマートコントラクトによる
契約の自動執行・履行管理

デジタル原則に基づく規制の総点検を通じて見えてきつつある課題

膨大な手作業・人海戦術

- ・ 既存法令（ストック）の点検
- ・ 新規法令（フロー）のデジタル原則適合性確認
- ・ テクノロジー進化にあわせた既存法令の見直し

デジタル原則への適合性確認を（ある程度）自動化、簡素化すべく、「契約」を「法令」と読み替えて政府でリーガルテックを導入しうる局面を特定し、必要なプロセス・体制・インフラを構築できないか

「ルール」のマスターデータが不存在

- ・ 法令のデジタル正本（「改め文」を溶け込ませた改正後の法文）の公布方法やタイミングについての法的根拠は存在しない
- ・ 法制執務業務支援システム（e-LAWS）はあるが、公布日に確実に確認できるのは官報に掲載された「改め文」のみ（省令は新旧対照表も）

法令データのベースレジストリ／デジタル正本は、国家が責任をもって公布と同時に整備・提供すべきではないか

「ルール」の全体像が不明確

- ・ 社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令（法律・政省令）に限らず、全体像の把握が困難

国家が公共財としてデジタル形式で提供すべき範囲を整理・確定し、その他は民間サービスと連携する等により、ルール・規律へのアクセシビリティを強化できないか

法律、政令、省令

告示、通知・通達、事務連絡
指針・ガイドライン、解釈文書、
Q&A、書式・様式等

独立行政法人、法令認定団体等が
定める規則、ガイドライン等

自主規制団体による標準モデル、
民間団体による標準、技術規格等

条例、最高裁規則、議院規則等

先進事例：デンマーク、オーストラリア



デンマークの Digital-ready Legislation

デジタル7原則

- デンマーク議会では、2018年夏以降、デジタル原則に則らない法律は提出できない

- 原則 1 Simple and clear rules
- 原則 2 Digital communication
- 原則 3 Possibility of automated case processing
- 原則 4 Consistency across authorities – uniform concepts and reuse of data
- 原則 5 Safe and secure data handling
- 原則 6 Use of public infrastructure
- 原則 7 Prevention of fraud and errors

- 手厚い福祉制度の執行が裁量や例外措置により複雑化するなか、法律の簡素化・デジタル対応を通じてケース処理の自動化を可能とし、公共部門の効率化につなげることが狙い。

- 各省はパブコメの6週間前までに、デジタル庁のDigital-ready Legislation事務局に法案を提出し、コンサルテーションを受けなければならない。



オーストラリアの Regulation as a Platform

RaaP

- オーストラリアでは、規制は最も価値の高い公共データセットであるとし、規制を機械判読可能なロジックに変換してAPI公開する実証を実施。
- コンプライアンスがオーストラリア国内で最も成長率の高い産業（年間2,500億ドル）になってしまったことを受け、誰でも規制データを活用してエンドユーザーと規制当局とのやり取りを簡素化するツールやサービスを開発できる環境を整備することが狙い。

